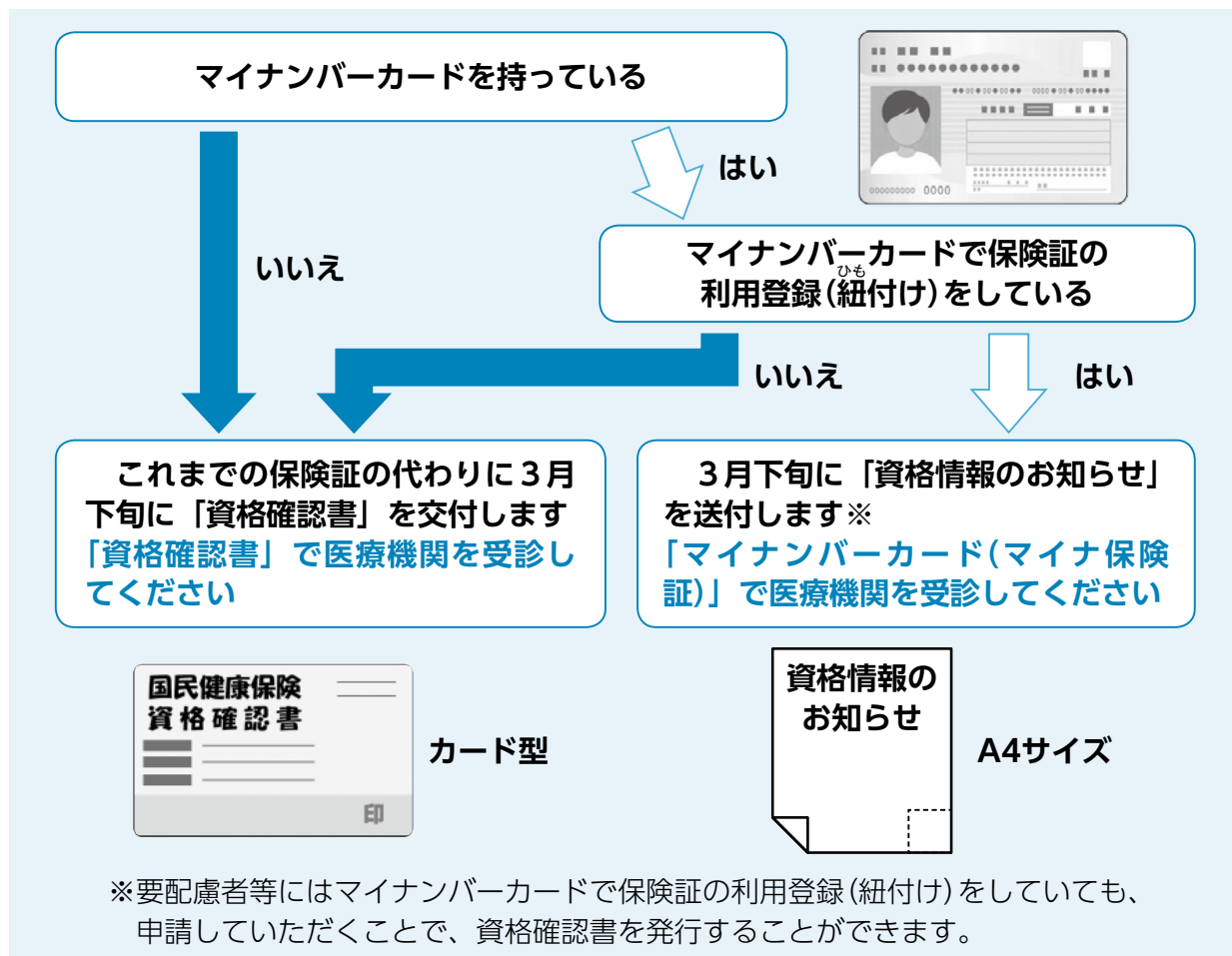


国保加入の方へ大切なお知らせ！ ご自身の利用状況をご確認ください

※今お手元にある保険証は令和7年3月31日まで使用できます



【お問い合わせ先】 いきいき長寿課(TEL: 63・3807)

マイナ保険証を お持ちでなくても、 これまでどおりの 医療をあなたに。

令和6年12月2日より、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

マイナ保険証をお持ちでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。

また、今お持ちの保険証は有効期限まで最大1年間、利用できます。(国民健康保険の場合は令和7年3月31日、後期高齢者医療の場合は令和7年7月31日まで)

○マイナ保険証をお持ちでない方

今お持ちの保険証の有効期限が切れる前に、各保険者から申請不要で資格確認書を交付します。

○新たに後期高齢者になった方

来年7月末までは、申請不要で資格確認書を交付します。

○マイナ保険証での受診が困難な方(ご高齢の方、障害をお持ちの方など)

申請いただくことで資格確認書を交付します。診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

【お問い合わせ先】

いきいき長寿課(TEL: 63・3807)

介護保険料にかかる 納付証明書の 交付について

介護保険料は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と同様に所得税や町民税の社会保険料控除の対象となります。令和6年1月から令和6年12月末までに納付された介護保険料額を計上してください。

特別徴収(年金天引き)の場合、年金受給者であるご本人が社会保険料控除の対象となります。普通徴収の場合、被保険者の介護保険料を扶養者が支払ったときは、扶養者の社会保険料控除の対象となります。

確定申告の際には、日本年金機構から送付されます「公的年金等の源泉徴収票」またはお支払いいただきました「領収証書」等を大切に保管し、ご利用くださいますようお願いいたします。

納めた介護保険料の年額がわからない場合は、役場いきいき長寿課で令和6年1月から令和6年12月末ま

での1年間に納付いただきました保険料額を記載した納付証明書を発行いたします。交付にかかる手数料は、無料となっております。確定申告に行かれる前にお申し出ください。

【お問い合わせ先】
いきいき長寿課
(TEL: 63・3807)

要介護認定を受けた 高齢者の「障害者控除」 について

介護保険制度で要介護認定を受けた65歳以上の高齢者で介護認定の審査判定資料を確認し、一定の基準に該当する場合には、所得税や住民税の確定申告で『障害者控除』を受けるための認定書を本人または、扶養者等の申請手続きにより交付できます。

この認定書を添付することにより、本人または、その扶養者が障害者控除または、特別障害者控除等を受けることができます。ただし、すでに身体障害

者手帳など交付され、税の控除を受けている方や本人または、扶養者が非課税の場合には必要ありません。発行にかかる手数料は、1件につき200円必要となります。

【お問い合わせ先】
いきいき長寿課
(TEL: 63・3807)



就学援助制度について

経済的な理由で、就学が困難な家庭へ小中学校での学習に必要な費用の負担の軽減を図るため、その一部を援助します。

対象者

町立小中学校に在学する児童生徒の保護者で、日高町内に住所を有する方で、教育委員会が定める基準に該当する方

- ひとり親家庭医療費受給者
- 児童扶養手当受給者
- 生活保護基準に準ずる程度の方

申請方法
就学援助を受けようとする保護者が、教育委員会に申請してください。

新入学児童生徒学用品費等は、入学前支給を行います。

【お問い合わせ先】
教育委員会学校教育係
(TEL: 63・2038)

人権相談・行政相談・ 心配ごと相談 合同相談所開設の お知らせ

日時
2月17日(月)
午後1時～4時

場所

日高町保健福祉総合センター2階会議室
相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

【お問い合わせ先】
日高町社会福祉協議会
(TEL: 63・2751)

Jアラートの 試験放送について

Jアラートによる緊急情報伝達の試験放送を行います。

内容

(上リチャイム)
「これはJアラートのテストです」(3回)
「こちらは防災日高町です」(下リチャイム)

日時
2月12日(水) 午前11時

【お問い合わせ先】
総務課
(TEL: 63・2051)

